

令和8年度 給与支払報告書の提出について

令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日）に支払いをした給与等について、下記事項にご留意の上、給与支払報告書等を作成・提出していただきますようお願いいたします。

I 総括表の作成について

※同封の総括表及び仕切紙（A3用紙）は、破線部分で切り離してご利用ください。

① 令和8年度 給与支払報告書（総括表）

記入例

北宇和郡鬼北町長 殿		令和 8 年 1 月 3 0 日提出		0008123456	
給与の支払 令和 7 年 1 月分から 12 月分まで					
給与支払者 個人番号又は法人番号	2	3	4	5	6
フリガナ	キホクショウカン カシキカイシャ	7	8	9	1
給与支払者の氏名又は名称	鬼北商事株式会社				
所得税の源泉 している事務所 又は事業の名称	事業種目 卸売業				
フリガナ	エヒメケンキダウワケンキホクショウウオオアサ				
〒 798-1395	近永 800 番地 1				
同上の所在地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字下鍵山 463 番地				
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	代表取締役 近永 太郎				
連絡者の氏名 所属課、係名 及び電話番号	人事課 給与係 氏名 日吉 柚美 (電話 (0895) 45-1111)				
関与税理士氏名	□□税理士事務所 氏名 0895-49-0000 (電話)				
受給者 総人員	68 人				
特別徴収対象者 (退職者)	30 人				
普通徴収対象者 (退職者を除く)	1 人				
報告人員の合計	4 人				
所属 税務署名	宇和島 税務署				
給与の支払方法 及びその期日	毎月 25 日				
納入書の送付	要・不要				

①個人番号又は法人番号

給与支払者が個人の場合は個人番号（12 ケタ）、法人の場合は法人番号（13 ケタ）を記入してください。（右詰め）

②給与支払者の名称 等

所在地・名称について、記載内容に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。

③連絡者の氏名 等

提出給報等の内容について問い合わせをする場合がありますので、御担当者様の連絡先を記入してください。

④鬼北町報告人員（特徴・普徴）

令和8年度（令和8年6月以降）の特別徴収の人数、普通徴収の人数を記入してください。現在特別徴収であっても、5 月末までに退職予定の場合は、普通徴収（退職者）に区分されます。退職予定のない方で普通徴収になる場合は普通徴収（退職者を除く）へ記入してください。

⑤納入書の要否

当町指定の特別徴収税額納入書の送付を希望される場合は、「要」に○をしてください。「不要」を選択された事業所へは納入書を送付いたしません。

II 仕切紙（特徴・普徴）の作成について

仕切紙 ② 特別徴収分

特

この紙の下に住民税を給与天引きできる方の給与支払報告書を綴って下さい。

特別徴収合計人数（総括表の特別徴収欄の人数と一致）

30 人

令和8年度に特別徴収となる人数を記入してください。総括表の④特別徴収（給与天引）欄と同じ人数となります。

仕切紙 ③ 普通徴収分

普

個人住民税の普通徴収への切替理由書
普通徴収分として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳

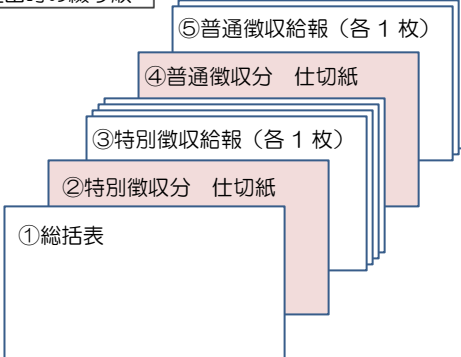
略号	普通徴収切替理由	人数
普 A	給与の支払い期間が不定期（例：給与の支払いが毎月でない）	3 人
普 B	給与が少なく税額が引ききれない	人
普 C	退職者・退職予定者（5月末まで）	1 人
普 D	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙種該当者	1 人
普通徴収合計人数（総括表の普通徴収欄の人数と一致）		5 人

※上記の理由に該当しない方は特別徴収対象者となります。
※普通徴収とする場合は給与支払報告書の摘要欄に必ず略号（普 A 等）を記入して下さい。

令和8年度に普通徴収となる方について、切替理由別に人数を記入してください。総括表の④普通徴収（退職者、退職者を除く）欄の合計人数と同じ人数となります。なお、普通徴収の給与支払報告書の摘要欄には、必ず該当する略号（普 A など）を記入してください。

III 提出方法について

提出時の綴り順



総括表を先頭に、特別徴収分仕切紙、特別徴収分の給与支払報告書、普通徴収分仕切紙、普通徴収分の給与支払報告書の順にして、期限内に鬼北町へ提出してください。

給与支払報告書の提出期限は、令和8年2月2日（月）です！

【用語説明】●源泉控除対象配偶者=受給者（合計所得金額が900万円以下である方に限る）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の方/●同一生計配偶者=受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方/●控除対象配偶者=同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者